

春日部市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(春日部市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。</p> <p>(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,100円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定す</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,700円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.6</u>を乗じて算定す</p>

る。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 21,770円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,700円

(2)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 15,550円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割

る。

(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について15,000円とする。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,400円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 20,090円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 10,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,280円

(2)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 14,350円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 7,500円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割

<p>額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,500円</u></p> <p>(3)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,220円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,200円</u></p>	<p>額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,200円</u></p> <p>(3)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,740円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,080円</u></p>
---	---

(春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号（以下「改正前の項等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項等を当該改正後の項等とする。
- (2) 次の表中、改正後の項等に対応する改正前の項等が存在しない場合にあっては、当該改正後の項等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1</p> <p>(2) 附則第24項の改正規定（附則第24項を附則第21項とする部分を除く。）及び附則第3項の規定 平成28年1月1日</p> <p><u>(3) 附則第13項及び第16項から第26項までの改正規定（附則第24項の改正規定にあっては、附則第24項を附則第21項とする部分に限る。）及び附則第4項の規定 平成29年1月1日</u></p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定）</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1</p> <p>(2) 附則第13項及び第16項から第26項までの改正規定及び附則第3項の規定 平成29年1月1日</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後の春日部市国民健康保</p>

<p><u>を除く。)</u>による<u>改正後の</u>第25条第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の第25条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例（附則第24項の改正規定（附則第24項を附則第21項とする部分を除く。）に限る。）による改正後の附則第24項の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p> <p>4 この条例（附則第13項及び第16項から第26項までの改正規定（附則第24項の改正規定にあつては、附則第24項を附則第21項とする部分に限る。）に限る。）による改正後の附則第13項及び第16項から第22項までの規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p><u>除税条例（以下「新条例」という。）</u>第25条第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の第25条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。</p> <p>3 <u>新条例附則第13項及び第16項から第22項までの規定</u>は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。